

市長への手紙

あなたの声を 聴かせてください

「市長への手紙・FAX・電子メール」は、市民の皆さんの市政に対する提言・要望・意見などを幅広く聴いて、今後の市政に反映させていくための制度です。

寄せられた意見は、市長が直接目を通し、各課に対応を指示します。回答を希望する人には、書面またはEメールで回答します。回答には、1・2カ月程度の期間を要します。

各課でも、担当する業務について意見や要望を受け付けています。道路の補修や公園遊具の修理など早急な対応が必要な場合は、直接相談してください。

寄せられた意見の内容によっては、市の回答と併せて「広報なりた」や市ホームページに無記名で掲載する場合があります。

市長への手紙

市役所や下総・大栄支所、公民館など市の施設に専用の用紙(受

取人払い)が置いてあります。

専用の用紙以外を利用する場合は「市長への手紙」と書いて、切手を貼って送ってください。

市長へのFAX

市内からは次の番号に送信してください。送信料はかかりません(コンビニエンスストアからは有料となる場合があります)。
☎0120・860・279

市外からは次の番号に送信してください。送信料はかかりません。
FAX0476・24・1086

市長への電子メール

市ホームページの「市長への電子メール」(<http://www.city.narita.chiba.jp/shisei/page302100.html>)から送信できます。

Eメール(mitsudan@city.narita.chiba.jp)も利用できます。あらかじめ、このアドレスからの電子メールを受信できるように設定してください。

市政と関係のない内容や、個人・団体を誹謗中傷する内容、政治活動・選挙運動・営業活動・宗教学活動に関する内容は受け付けません。

また、「市長への手紙」として取り扱うことが適切でないと思われるものや、趣旨が不明確なものについては、回答できませんのでご了承ください。

回答を希望する場合は、住所・氏名・電話番号を忘れずに書いてください。記入がない場合は、参考意見として受け付けます。
※くわしくは市民協働課市民相談室(☎20・1507)へ。

火葬や式場の利用

申し込みは

八富成田斎場へ

八富成田斎場では通夜と告別式を行うことができ、霊きゅう車の利用(市内の自宅、病院などから斎場まで)や祭具の貸し出しも受け付けています。

ペットの火葬は、犬・猫・ウサギなどの小動物を対象に、ペット火葬場(八富成田斎場向かい)で

行っています。利用には予約が必要です。予約は八富成田斎場(☎23・4511)で受け付けています。

※くわしくは環境衛生課(☎20・1531)へ。

自動車税

滞納処分を強化

県では、自動車税を未納の人に對し、預貯金、給与、自動車などの差し押さえを強化します。未納の場合は、早めに納付してください。

※くわしくは佐倉国税事務所(☎043・483・1150)、
国税務課(☎043・223・2127)へ。

個人事業税の納付

11月30日まで

個人事業税の第2期分の納期限は、11月30日(木)です。金融機関、コンビニエンスストアで納めてください。また、納税は便利で確実

な口座振替をお勧めします。

※くわしくは佐倉国税事務所(☎043・483・1114)へ。

環境美化運動

美しいまちを

わたしたちの手で

12月3日(日)を中心に、区や自治会などの協力により、環境美化運動が実施されます。

この運動では、各地区の道路や公園などに投げ捨てられた瓶・缶などのごみ拾いを行います。

個人で環境美化運動に参加する場合は、事前にクリーン推進課(☎20・1530)へ連絡してください。

※くわしくは回課へ。



地域をきれいにしよう

市長日誌



10月16日～31日

16日	国道409号道路整備促進期成同盟会総会・要望活動
17日	生涯学習推進協議会
18日	県道成田神崎線整備促進期成同盟要望活動(県議会・県執行部)
20日	成田市御案内人 市川海老蔵中学生歌舞伎講座
21日	成田弦まつり 玉造地区敬老会
22日	遠山地区敬老会 久住地区敬老会
23日	千葉県根木名川土地改良区臨時総代会 防犯まちづくり推進協議会
25日	千葉県立栄特別支援学校開校記念式典
26日	首都圏中央連絡自動車道建設促進県民会議駅頭キャンペーン
27日	公民館まつり
28日	いずみ聖地公園管理組合創立40周年記念祝賀会
29日	市消防操法大会 橋賀台地区敬老会



公民館まつりであいさつ(27日)

野焼き 禁止されています



野外でのごみの焼却行為(野焼き)は、不完全燃焼による一酸化炭素や、ダイオキシン類などの有害物質を発生させる恐れがあります。また、灰で洗濯物が汚れる、煙で窓が開けられないなど、近隣住民の迷惑になります。特に、これからの季節は空気が乾燥し、火

災の原因ともなります。

野焼きは一部を除き、法律で禁止されています。禁止の例外となる行為も、周辺地域の生活環境に著しい影響を与えていると判断される場合は、行政指導の対象となります。

※くわしくは環境対策課(☎20・1532)へ。

法律・税金・登記総合相談

日常生活の悩みを

離婚・相続・登記・境界紛争・贈与などの日常生活におけるさまざまな問題について、それぞれの分野の専門家が無料で相談に応じます。

日時 12月2日(土) 午前10時～午後4時(受け付けは午前9時30分～午後3時)

会場 11ミレニアムセンター 佐倉
※相談を希望する人は当日直接会場へ。くわしくは佐倉市自治人權推進課(☎043・484・6128)へ。

確定申告のための証明書

年末調整で必要な人は申請を

市では、確定申告に必要な証明書を1月下旬に送付します。年末調整で事前に必要な人は、次の窓口で申請してください(事前申請した人には、1月の送付はしません)。なお、証明するのは、普通徴収(納付書・口座振替・ペイジー・クレジットカードでの納付)の金額のみです。

持ち物 1 本人確認ができるもの(運転免許証、マイナンバーカードなど)

国民健康保険税払込証明書

申請場所 1 納税課・市民税課(市役所2階)、下総・大栄支所
問い合わせ先 1 納税課(☎20・1519)

後期高齢者医療保険料払込証明書

申請場所 1 保険年金課(市役所1階)、下総・大栄支所
問い合わせ先 1 保険年金課(☎20・1547)

介護保険料払込証明書

申請場所 1 介護保険課(市役所議会議棟1階)、下総・大栄支所
問い合わせ先 1 介護保険課(☎20・1545)

※くわしくは各問い合わせ先へ。

狩猟解禁

事故防止に努めて

狩猟期間が始まりました。対象地域では、わなや銃器などによる狩猟が行われることがあります。山林などに出掛ける場合は、事前に対象地域を確認したり、目立つ色の服を着用したりして、事故防止に努めてください。

また、ハンターの皆さんはマナーを守り、安全な狩猟に努めましょう。

狩猟期間 11月15日(木)まで

今月の納期限

11月30日(木)

- ①国民健康保険税(第5期)
- ②後期高齢者医療保険料(第5期)
- ③介護保険料(第5期)

※くわしくは①納税課(☎20-1519)、②保険年金課(☎20-1526)、③介護保険課(☎20-1545)へ。

労災職業病なんでも相談会

一人で抱え込まないで

労働災害や職業病などの労働職業病に関して、弁護士や専門家が相談に応じます。相談は無料です。日時 11月25日(土) 午後1時～4時

会場 11千葉市中央コミュニティセンター

※相談を希望する人は当日直接会場へ。くわしくは千葉中央法律事務所(☎043・225・4567)へ。

市営住宅

12月1日から受け付け

団地名(住所)	募集戸数	間取り	入居人数
北団護台団地 (団護台1385-1)	2戸(1、2階)	3DK (6、6.5、4.5畳)	2人以上
	1戸(5階)	3DK (6、6、7.5畳)	3人以上
南団護台団地 (団護台1254-2)	1戸(3階)	2DK (6、6畳)	2人以上
中団護台団地 (団護台2-3-1)	1戸(1階)	3DK (6、6、4.5畳)	2人以上
桜川団地 (三里塚248)	2戸(1、4階)	3K (6、4.5、3畳)	1人以上
橋賀台団地 (橋賀台3-1)	5戸(1~4階)	3K (6、6、3畳)	2人以上

市では、市営住宅の入居者を募集します。

申し込み資格 以下の要件を全て満たす人

- 住宅に困っている
- 同居しようとする親族がいる(高齢者など、単身で入居できる場合があります)
- 所定の方法で算出した世帯の所得月額が15万8、000円以下(高齢者・障がい者・子育て世帯などは21万4、000円以下)
- 市内に続けて6カ月以上、居住しているか勤務先がある
- 市税を滞納していない
- 申込者・同居しようとする親族が暴力団員ではない
- 連帯保証人がいる
- 家賃希望する住宅や、世帯の所得額によって異なる

申込書配布場所 建築住宅課(市役所5階)、下総・大栄支所

申し込み方法 申込書を12月1日(金)~15日(土)・日曜日を除く に建築住宅課へ

※くわしくは同課(☎20・1564)へ。

得月額が15万8、000円以下

(高齢者・障がい者・子育て世帯などは21万4、000円以下)

○市内に続けて6カ月以上、居住しているか勤務先がある

○市税を滞納していない

○申込者・同居しようとする親族が暴力団員ではない

○連帯保証人がいる

家賃希望する住宅や、世帯の所得額によって異なる

申込書配布場所 建築住宅課(市役所5階)、下総・大栄支所

申し込み方法 申込書を12月1日(金)~15日(土)・日曜日を除く に建築住宅課へ

※くわしくは同課(☎20・1564)へ。

空き地の管理

草刈り機を無料で貸し出し

空き地の雑草を伸びたままにしておくと、ごみの捨て場所にされたり、害虫類の発生原因となったりするなど、周囲に迷惑が掛かります。また、通行の妨げや火災の原因となかなかねません。空き地の所有者は早めに草を刈るなど、土地の管理に努めてください。

県農林水産就業相談会

新たに取組む人へ

県内で農業や林業、漁業に取り組みようとする人や、農業法人への就職を考えている人を対象に、情報提供や個別相談、新規就業者による体験発表を行います。

日時 11月23日(木・祝) 午前10時~午後3時

会場 〓Qiball(きぼーる)(千葉市) ※くわしくは千葉直営施設(☎043・223・3008)へ。

市では、草刈り機を無料(刈り刃と燃料は個人負担)で貸し出していますので利用してください。

※くわしくは環境対策課(☎20・1532)へ。



青色決算・消費税説明会

正確な申告をするために

成田税務署では、所得税の青色申告決算書の作成や消費税・地方消費税の申告書などの書き方について説明会を開催します。

また、個人で事業や不動産貸し付けを行う人は、記帳と帳簿書類の保存が必要となります。保存制度の詳細は国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/tetsuzu>) http://www.nta.go.jp/tetsuzu/ki/shinkoku/shotoku/kojin_jigへ。

yo/index.htm)を確認してください。

期日と会場

- 12月1日(金) 印旛合同庁舎 倉庫2階大会議室
 - 12月5日(火) 印西市役所3階大会議室
 - 12月6日(水) 八街市中央公民館 2階小・中会議室
 - 12月7日(木) 成田市中央公民館 講堂
- 時間 午後1時30分~3時30分
- ※くわしくは成田税務署(☎28・5151)へ。

放射線量測定結果

10月に測定した次の場所は、放射線量が除染目標値(0.23マイクロシーベルト/時)以下でした。

測定場所 = 小中学校、保育園・幼稚園・認可外保育施設、市役所、下総・大栄支所、大清水大気測定局(遠山中敷地内)、幡谷大気測定局(久住体育館隣)

※詳細は、市ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/anshin/page113900.html>)に掲載しています。くわしくは環境対策課(☎20-1532)へ。

農産物などの放射性物質検査の結果

10月に検査した次の品目は、放射性物質が基準値以下でした。

検査品目 = サツマイモ、ゴボウ、ソバ、人参、枝豆

※詳細は、市ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/anshin/page164300.html>)に掲載しています。くわしくは農政課(☎20-1541)へ。